

議 案 名	富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	富士見市パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、市営住宅の入居者資格を見直すため、富士見市営住宅条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	① 市営住宅の入居者資格にその他規則で定める者を追加 ② 附則第3項及び第4項の削除
施 行 日	公布の日

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者（次のアからクまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）を除く。）に、現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>、1親等の血族又は姻族に限る。以下同じ。）</u><u>その他規則で定める者（以下「親族等」という。）</u>）があること。</p> <p>ア 60歳以上の者</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定めるものであるもの</p> <p>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者（次のアからクまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）を除く。）に、現に同居し、又は同居しようとする親族（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）<u>又は1親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。）</u>）<u>があること。</u></p> <p>ア 60歳以上の者</p> <p>イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定めるものであるもの</p> <p>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害</p>

者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

（ウ） 知的障害（イ）に定める精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）

者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

（ウ） 知的障害（イ）に定める精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）

を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの

（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（3）～（4） （略）

（5） その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの

（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（3）～（4） （略）

（5） その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 (略)

(入居決定者の選定の特例)

第11条 市長は、前条の規定にかかわらず、令第7条各号のいずれかに該当する者で、かつ、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める次に掲げる世帯に属するものが申込みをした場合においては、優先的に選考し、当該申込みをした者を入居決定者とすることができる。

(1) (略)

(2) 60歳以上の者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族等で次のア又はイのいずれかに該当するもののみを構成員とする世帯

ア 60歳以上の者

イ 18歳未満の者

(3) 入居しようとする者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族等で次のアからエまでのいずれかに該当するものを構成員とする世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当するもの

イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までのいずれか又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1

2 (略)

(入居決定者の選定の特例)

第11条 市長は、前条の規定にかかわらず、令第7条各号のいずれかに該当する者で、かつ、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める次に掲げる世帯に属するものが申込みをした場合においては、優先的に選考し、当該申込みをした者を入居決定者とすることができる。

(1) (略)

(2) 60歳以上の者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族で次のア又はイのいずれかに該当するもののみを構成員とする世帯

ア 60歳以上の者

イ 18歳未満の者

(3) 入居しようとする者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族で次のアからエまでのいずれかに該当するものを構成員とする世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当するもの

イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までのいずれか又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1

23号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当するもの

エ 知的障害者でその障害の程度がウに規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

(4)～(7) (略)

(同居の承認)

第16条 入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2～3 (略)

附 則

1～2 (略)

(削除)

23号) 第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当するもの

エ 知的障害者でその障害の程度がウに規定する精神障害の程度に相当する程度であるもの

(4)～(7) (略)

(同居の承認)

第16条 入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

2～3 (略)

附 則

1～2 (略)

(優先入居)

3 市長は、第5条及び第9条から第11条までの規定にかかわらず、鶴瀬第二団地建替事業に伴う借上公営住宅の供給に関する基本協定(平成17年12月19日締結)第4条の規定により市営住宅への優先入居の選定を受けた者で、次の各号のいずれにも該当する世帯に属するものについては、入居決定者として選定するものとする。

(1) 入居するすべての者の収入が、令第2条第2項の表に規定する入居者の収入の区分の中で最低の額の区分に応じて定める額以下の世帯

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する世帯

(削除)

ア 60歳以上の者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の配偶者若しくは1親等の親族で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもののみを構成員とする世帯

(ア) 60歳以上の者

(イ) 18歳未満の者

イ 入居しようとする者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする1親等の親族が第11条第3号ア、ウ又はエのいずれかに該当する者を構成員とする世帯

ウ 配偶者のない者で、現に20歳未満の児童を扶養しているものを構成員とする世帯

エ 同居する親族で疾病等のために常時介護を必要とする65歳以上のもの(入居するに当たりこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)を構成員とする世帯

(3) 構成員のすべてが市民税その他市税の滞納をしていない世帯

4 第8条及び第9条の規定は、前項に規定する優先入居の選定を受けた者の入居の申込み及び入居の決定等について準用する。この場合において、第8条中「第5条各号に掲げる事由のいずれかに係る者又は前2条」とあるのは「附則第3項」と、「入居者資格のある者」とあるのは「優先入居の選定を受けた者」と、第9条第1項中「前条の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)」を「優先入居の選定を受けた者」と読み替えるものとする。